

令和2年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月7日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月8日 午前10時00分		
	散 会	12月8日 午後2時35分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二			

## 令和2年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

令和2年12月8日（火曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。10番與儀常次議員の発言を許します。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 令和2年第4回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告いたしました4点について質問いたします。

質問事項1. 古宇利島観光拠点施設のテナント募集についてお伺いします。質問要旨(1) 募集の方法はどのようにするのか伺います。区民・村民・他市町村どう捉えて扱うのかお伺いします。(2) 募集時期はいつごろなのか。(3) 入店業者は、法人・個人どちらでもよいのか。(4) 賃料、保証金は幾らなのか。(5) 契約期間は何年になるのか。更新方法はどのようにやるのかお伺いします。(6) 従業員は県外・国外の方でもよいのか。(7) 中途契約、解除は可能なのか。(8) 5つのテナントが用意されておりますから、料理の種類はどう決めていくのかお伺いします。

質問事項2. 今帰仁村独自のコロナ対策についてお伺いします。質問要旨(1) 村民全員への給付金、補助金について。(2) 村内全世帯への物品配布について。(3) 母子・父子家庭へのサポート、対策について。(4) 飲食店等へのサポート、対策について。(5) 学校のオンライン授業についてお伺いします。

質問事項3. 集落道路、生活道路の整備について。質問要旨、事業から漏れた、生活道路の整備についてお伺いします。

質問事項4. 村道中央線に植えているフクギの管理についてお伺いします。質問要旨与那嶺区から今泊までのフクギの剪定計画についてお伺いします。以上。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 皆さんおはようございます。10番與儀常次議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

質問事項1. 古宇利島観光拠点施設のテナント募集についてお答えをいたします。質問要旨(1) 募集の方法はどのようにするのかについては、古宇利島ふれあい広場周辺において大型バス駐車場及びトイレ、飲食施設・特産品販売施設等を増設するなど受け入れ体制を整備することにより、観光客の周遊・滞在・消費を促進し、地域の経済効果につなげることを目的とし、これまで古宇利島観光拠点施設整備を進めてまいりました。現在、令和2年度事業内容について関係機関との事前調整を行っている状況であり、計画する施設整備完了を目指し進めているところでございます。募集方法については先進地などの事例も踏まえ調査・研究を行い、事業の目的が達成できるよう定めてまいります。質問要旨(2) 募集時期はいつか。質問要旨(3) 入店業者は法人・個人どちらでもよいか。質問要旨(4) 賃料、保証金は幾らか。質問要旨(5) 契約期間は何年か更新方法は。質問要旨(6) 従業員は県外・国外の方でもよいか。質問要旨(7) 中途契約、解除は可能か。質問要旨(8) 料理の種類はどう決めるのかについては、質問要旨(1)の答弁同様に対応をしております。

質問事項2. 今帰仁村独自のコロナ対策についてお答えをいたします。村では、これまでコロナ禍による地域住民への支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した以下の事業を行ってまいりました。質問要旨(1) 村民全員への給付金、補助金については「今帰仁村新型コロナウイルス感染症家計支援対策」として、村民1人当たり5千円の給付を行ったところであります。質問要旨(2) 村内全世帯への物品配布については、村内全世帯を対象とした実施はありませんが、基礎疾患があり重症のリスクが高い方や生活保護受給世帯、後期高齢者を対象にマスクの配布を行っております。また、「今帰仁村新型コロナウイルス対策支援事業」として社会福祉協議会に委託する形で、生活困窮世帯に対し食料品等の配布を行っております。質問要旨(3) 母子・父子家庭へのサポートについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての事業メニューはなく、母子・父子家庭に限定した助成は行っておりません。質問要旨(4) 飲食店等へのサポート・対策については、「今帰仁村農業者・事業者等経営早期再開支援金事業」として、村内個人事業主を対象に一定の要件のもと1世帯5万円の支援を行ったほか、村商工会が主体となり「今帰仁村商工業者応援プレミアム付商品券販売事業」を実施、また村内に主たる営業所を有する法人に対し1法人当たり5万円を支給する「今帰仁村法人事業主早期再建支援金事業」も開始をしております。今後の支援体制については、コロナ禍の状況や国の第3次補正を見据え協議を重ねてまいります。質問要旨(5) 学校のオンライン授業については、教育長より答弁をさせていただきます。

質問事項3. 集落道路、生活道路の整備についてお答えをいたします。事業から漏れた生活道路の整備については、平成30年度よりふるさと納税を活用して整備を行っております。今後もふるさと納税などで整備が行えるか検討をしております。

質問事項4. 村道中央線に生えているフクギの管理についてお答えをいたします。フクギの管理については、以前に車道に出ている部分は建設課が剪定を行った経緯はありますが、その後は行われていない状況です。今後は状況を見ながら対応をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 おはようございます。それでは、ただいまの10番與儀常次議員の質問事項2. 今帰仁村独自のコロナ対策についてお答えします。質問要旨(5) 学校のオンライン授業については、現在国頭地区の各市町村と意見交換しながら使用するソフトの共通化を図るため、選定についての協議を行っております。以上。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 最初から順を追って、再度質問していきたいと思っております。古宇利の観光拠点施設のテナント募集については、村長答弁では募集方法については、先進地などの事例も踏まえ調査・研究を行い、事業の目的を達成できるよう定めてまいります。ということですが、これは1番から8番までということでもあります。私がお伺いしたいのは募集時期はいつごろなのか、これはもう昨日も現場調査して見てのとおりテナント1つはできております。次はパーゴラのリフォームの事業に係ってくると思っております。やがて入札も始まると思っております。この募集は今つくっているパーゴラの整備が終わってから始まるのかどうか。もうそろそろ募集時期は決めてもいい頃だと思っております。決まっ

ていなくてサッシが入って、昨日も現場見たんですけど、現場で説明聞きながらやるのか、テナントは前に稼働するのか、今コロナでまたいつ頃稼働に向けていくのか、募集ですね。募集は、今全然案もできていないのかあるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質問に対しまして説明いたします。

昨日も現場踏査を行ったわけですが、まだ完了している状況ではございません。そのとおりで、村長の答弁でもございましたが、今関係機関と今年度の申請に向けて調整を行っている状況でございます。よってまたその完了のめどが立っていない状況でございますので、その中で募集要項等を策定するというのは少し時期尚早ではないかというふうに考えております。

また、整備を終えてからかという質問もありましたけれども、こちらの予定としてはその今年度の申請等がしっかりその国のほうに届いて、今年度の交付決定等がしっかり出されたときに、進めていこうかなというふうには考えております。ある程度もう形はできてきてはいるんですけども、その最終のパーゴラの改修、議員がおっしゃったとおり改修がまだ国の決定等を受けておりませんので、それを先んじて募集要項と金額等を決定するのは、まだ早いのではないかというふうに考えております。それを踏まえて、その企画書を関係機関である北部広域と国と調整を進めている状況でございます。あと、テナントはその前にできるのかどうかということでもありますけれども、その中に入ることを説明が重なりますが、ある程度のめどが立てば、それなりに進めていこうかなというふうに考えております。類似のそういった施設があちらこちらにありますので、それをしっかりまた勉強をして問題点等をお聞きした上で、村としても進めていこうかなというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長の説明である程度のめどがつけばということですが、ある程度のめどはいつごろなんですか、来年夏ごろなのか春なのか、これぐらいは大体わかると思いますけれども。今みんなができた後と、ある程度ということはあったんですけど、パーゴラサッシの入れ替えして、向こうが大体完了のめどをつけた頃なのか、募集ですね。みんな100%終わってから募集始めるのか。パーゴラの整備が大体、進捗状況を見て募集は前でかけてやるのか、みんな完全に終わった後の募集なのかお伺いします。これは古宇利地区の何名かから、聞いてもらいたいということで、応募したい方も心の準備もいろいろあるみたいですので、ということで前もっていつ頃と分かればということでありましたので聞いていますけれど。来年なのか再来年なのか分からなければできない、コロナ終わってからなのかということであったものだから。大体のことは答弁できると思いますので、来年の夏なのか今頃なのかとありますので、それぐらいも答弁できたら、募集・応募に参加する方も自分たちのスケジュールもできるということですので、半年後なのか1年後なのかぐらいも分かると思いますので、これ答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問に対しまして説明いたします。

詳細のめどにつきましては、現時点ですけれども調整中でございますので、いつごろということにはなかなか説明できない状況でございます。ただ、古宇利区のご意見があるというのもこちらとしては把握し

ている状況です。経済課のほうにもお越しいただいた方もおりますけれども、その方々にも今年度の令和2年度の事業が全くまだ白紙の状況なものですから、そのあたりを踏まえてやはり先んじていつ頃ということにはなかなか言えない状況でございます。予定としては、この今回の申請がしっかり通ってから、やはり進めていかなければならないというふうには考えております。しかしですね、やはり情報もたくさん集めないといけないと考えておりますので、そのあたりを踏まえて、ある程度準備をしっかりとした上で進めていきたいというふうには考えております。議員がおっしゃるとおりたくさんの方々から、いつ頃募集するのかということは、議員の方々にも耳に入っているかと思っておりますけれども、公の場でそういったはっきりとしたことを今言える状況ではございませんので、どうかご理解していただきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長の答弁では募集だけではなくて、今村長の答弁でもあったんですけど、2番、3番から8番までの入店業者は法人・個人ということで、どちらでもよいのか。また、賃料・保証金とかありますけれど、契約期間何年なのか、更新方法はということで8番まで。料理の種類はテナントみんなダブっていいのか、ということがあって聞いていますけど。これもまだ案ができてないということで理解してよろしいですか。大体この案も募集時期も決まってからつくるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問に対しまして説明をいたします。

全く案がないわけではございません。その今関係機関と調整する中で、収支のやはりバランスが必要ではあるということで、再三指摘を受けている状況でございますので、実際のところ収入に対して支出が幾らというふうに考えますと、国の国税庁の減価償却等の考えを引用しますと、この維持管理費について建物関連工事費、いわゆる取得費に対しておおよそ1%というふうに計算が出ております。保険関係も踏まえると、383万4,000円の支出が出るだろうというふうに考えております。あくまでもこれは企画書の中での話ですけれども、それを踏まえると飲食ブースであれば月5万円程度を収入として見なければこの維持管理費には回せないだろうというふうなご指摘もあります。企画書の中にもそれを踏まえて今調整している状況です。ただし、これは決定事項ではございませんので、今あくまでもこの企画書の中で調整をしているという状況でございます。今後もその金額が本当に妥当なのかどうかということも重なりますけれどもも県内の主だったこういったこの施設を再度調査いたしまして、この見解については今後調整事項になるものだというふうに考えております。あくまでも目的はこの北部に来てくれる方の周遊と答弁にもございましたけれども、そこの経済の発展でございますので、そのあたりが十分達成できるように調整してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 大体、案5万円ぐらいということでこれは村に直接関わるのか、またこっちはパーゴラとかいろいろ管理する会社に払うのか関係は、村との直接のそれが今から始まるのか。それとも管理受けた業者とのテナントに入ってきた方々が関わってくるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明をいたします。

今時点の案としては、指定管理者に徴収をお願いしようかなというふうには考えております。ただしそれもまだ決定事項ではございませんので、そのほうがメリットが高いのではないかとというふうに考えております。メーター等も一つになっておりますので子メーターで分けるという状況になってくるかと思いますので、そのあたりを踏まえると指定管理者のほうが管理していくほうがベターではないかとというふうに考えておりますが、重なりますけれどもそういった先進地の事例をしっかりと勉強して、どれが村としてまた借りる方もテナント業者も含めてよいのかというふうには考えて勉強していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは応募は、ネットで出た場合には村外、村内、県外といろいろ出てくると思うんですけどこれは村内に限るのか、村内ではなくて村外の方もいいお店は入れるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について説明いたします。

村としては、やはり村内の方に頑張っていただくというのがベストな方法だというふうに考えております。ただし、公募という条件がついた場合、その辺も踏まえて何がいいのかというふうにしっかりと勉強して、進めていきたいというふうには考えております。現時点で村内、村外とかそういったことについては、まだ全く決定はしておりませんので、やはり村内の方に頑張っていただくほうがより効果が出るものというふうには考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長が村内という案があったんですけど、村内だったら大体古宇利を優先的にやるのか、村内一律でどう考えているのかお伺いします。古宇利地区、古宇利優先という方法でもあるのかということでも聞いてもらいたいということもあるので、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいま質問について説明をいたします。

それについては、選定委員会を設置して進めていく考えでございますので、現時点の案でございますけれども。その中で、やはり経営のある程度見れる方も選定委員の中に入れようかなというふうに考えておりますので、その方々の判断もしっかり伺って決めていきたいというふうに考えております。何も排除するわけではなくて、しっかりと検討の上で決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 一番私が問題視しているのは、8番の料理の種類ですね。これが一番トラブル今後出てくると思うんですよ。というのは、5つのテナントが店舗がどんな料理を出すのか、これ自由でやるのか村でも大体案を練ってやるのか、これも後で決めてもらいたいなと思っています。途中でこの店の料理が売れるから私もこれに変えたいとか、そういった場合に必ずトラブル出てきますので、あちこちそういう話聞いていますので、国頭も宜野座もあって。ぜひ最初に決めた料理を変更するときは、みんな

なで協議して、テナントみんなで協議していかない限りはこのテナント業者でトラブルが完全に発生しますので、ぜひこういう指導も業者でやるべきだと思っています。こちらの事業は、古宇利観光拠点施設ということでありますので、今現在は今帰仁城跡より沖縄観光に来て古宇利にも入っている状況にありました。リピーターをふやすためには、今帰仁の皆さん、テナントの皆さんがどう観光に来たメンバーにおもてなしして、また今帰仁に来てもらう方法もみんなで模索しながらやるべき場所だと思いますので、ぜひこれは慎重にいろいろ島民から意見も聞きながら中身を精査してもらいたいと思いますので、これで質問を終わりますけれど、この点について、この私が質問したこの8つの点でぜひやってもらいたいのはこの料理の決め方が一番トラブルになると思いますので、今後どういう方法で案づくりやっていくのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質問について、説明をいたします。

まさに今議員がおっしゃったとおり、いろんなトラブルが想定されるということは、おっしゃったとおりだというふうに考えております。そのあたり、やはり先進地の事例をしっかりと踏まえないとそういったトラブルも避けられない状況になるのかなというふうには考えております。選定につきましても、そういった情報をしっかりと収集した上で、そのテナントに入る方についても選定についてしっかりと勉強していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次に質問していきたいと思います。コロナ対策、今までやったのが今出ておりますけれど、今までやっているいろいろ村民から好評あったのが、役場から社協にお願いして物品の配布が一番村民から声がありました。商品券発行した場合は、同じ店に集中するということがあって、物品は村内のいろんな店舗から、店舗の価格で購入して村民に配ってサポートしたということでいろんな好評ありましたので。今までやってきたのが村民1人当たり5,000円、久田村長は1万円ぐらい頑張るかなと思って、今質問しております。それともう1回3波が来る、もう来ていると思います。その中で、物品の配布を私はコロナ対策の事業云々がいろいろあると思いますので、探してやってもらいたいな、これが一番好評でしたいろいろな面から。ぜひ、そういうのができたらと思って質問しております。この2点答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

本村では7月から今帰仁村新型コロナ緊急支援事業ということで、経済的に困窮している世帯のほうに食料品の配布をしております。おっしゃるように1人世帯につきましては5,000円分相当で、2人以上の世帯については1万円分相当の食料品の支給を行っているところです。ここににつきましては、村長もお答えしておりましたけれども支援体制についてはコロナ状況の中、また第3次補正を見据え協議をしていくということで、実施についても状況を見ながらというところで考えております。その際、実施を行うということであれば、この支給される相当金額についても併せて協議されるのかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。



○ 10番 與儀常次 議員 今までやったのとまた同じのをやるのか、また村長変わって別のメニューを探してやるのかということでお伺いしています。金額も一番最初にやったのは、1人当たり5,000円給付でした。今、物品もということであったんですけど、この1人当たり5,000円の給付も今後あるのかどうか、これ5,000円から1万円に上がって、また給付あるのかどうか、伺ってみたいということでありましたので質問しています。今課長が答弁した物品はいい案でということで、別の各市町村からもこれいいことだなということがありますので、今後も、今困窮世帯とかいろいろあったんですけど、こういう方だけを対象に進めていくのか、前みたいになんていろいろな方が物品をもらうようなサポートがあるのかどうか、メニューですね2段階、1回やったんですよ、2段階も第3波に向けての予定があるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

実際議員のおっしゃるように物品の支給に関しては、地域の社会経済の段階的な回復にも貢献するということと、また必要に迫られている世帯への物品支援というのでしょうか、そういう二重的な役割を果たして内容的には非常に効果的な事業ではあったのかとは思っております。今後につきましては、先ほどお話ししたように今後の状況を見据えてなんですけれども、それ以外に一律に村民への給付金の支給というところに行くのか。例えば、個人向けの緊急小口資金などが県の社協で行われています。そういった方に対しての支援は主に休業された方への一時的な支援とか、また失業された方への生活支援の生活費の支援ということで総合支援資金、これは借り入れという形になりますけれども状況によってはこの返済についても特例があるということで、やむを得ずそういった資金を借りざるを得ない方が第一に非常に困窮しているというか生活に非常に困っている方だと、そういう形で必要な方に必要な支援をというような考え方を持って、支援のほうには当たっていききたいということで協議している段階で、今具体的にじゃあ一律に支給するのかということまでは決まっていないというのでしょうか、効果的な支援をできるような形、限られた財源の中であると思いますので、そういったところも踏まえて協議をしていくということで村長含めて今協議しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今課長が必要なところに必要な支援という言葉があったのですが、まさにそうだと思います。G o T oキャンペーンもいろいろあって、G o T oキャンペーン、イートイン使っている方は困窮している家庭ではありませんといつもテレビでやっています。お金のある方が、G o T oを使って税金を使ってあちこち観光をしている。本当にサポートすべき場所には予算が流れないということがありますので、ぜひ次も母子・父子も聞きますけれど、そういう家庭に少ない予算だと思えるんですよ。G o T oキャンペーンで使う予算よりは。だけど今マスコミ等で年を越せない方がいっぱいいると全国的に。我々今帰仁村でもそういう方がいるかもしれませんので、ぜひそういうところに要請、税金の使い方をやるべきだと思っていますので、ぜひそういうところにもいろんな事業をメニュー探しながらやるべきだと思いますけれど。母子・父子家庭、国ではいろいろサポートというニュースも流れていますけれど、今帰仁は今後3波に向けてどういう方法を予定するのか、今後あるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 10番與儀常次議員の質問にお答えをしていきたいというふうに思っております。

ただいまの議論のやり取りで、非常に困窮している家庭にこう光を当てていくべきではないかと。まさにそのとおりでありまして、與儀議員の声が届いたのかどうか政府は去る4日、児童扶養手当を受給している低所得のひとり親世帯などを対象に、臨時特別給付金といたしまして、原則5万円を年内にも再支給する方針を固めているというところであります。まだこれが閣議決定をされていませんので、その状況を見据えながら、我々今後この支援体制については担当部署といろいろ協議をしながら3次補正を見据えて、しっかりこれ協議を重ねて、重ね重ね申し上げますけれども本当に光を当てるべきところにしっかり手当をしていきたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今村長の答弁が前向きな答弁でした。まさに国会で決めたら何か月もかかる地域ありますので、迅速に年を越さない方法でサポートしてもらいたいなと思っておりますので、ぜひこれは実施してもらいたいなと思っております。

次いきます。飲食店のサポートは今後どうしていくのか、ことしは居酒屋等々でも今客足が落ちて、できましたら役場もちょっと頑張ってもらいたいなと思っております。たまには居酒屋に行きまして弁当注文して、テイクアウトやっている地域もございますので、今後そういう活動も団体あるところしかできませんので、建設業とかいろいろに呼びかけて、そういう飲食店のサポートにつなげる方法も模索すべきだと思います。そろそろ3波来ますので、ぜひ今からそういう議論も庁舎内でやってもらいたいな思っております。特に居酒屋、コロナで落ち込んだところありますので、料理はつくれますので、一気に何十もつくれないけど、何店舗かでカバーできますので、そういう方法も模索すべきだと思いますけれど、これについて村長答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後10時39分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 10番與儀常次議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

村内の飲食店におけるサポートも必要ではないかという質問だったというふうに理解しているところではありますけれども、庁舎内でも極力弁当もほぼ毎日、村内の飲食店を利用して今昼食をとっている状況であります。さらにまた夜の居酒屋と申しますか、そういうところにおいてもテイクアウトで例えば、焼き鳥であるとか、そういうものを持ち帰らせるように、今極力全庁挙げて協力をしているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次、いきます。オンライン授業は、現在国頭地区の各市町村と意見交換しながら使用するソフトの共通化を図るとのことですけれども、まだ今帰仁村はオンライン授業やってないと思っておりますけれども、教育長、オンラインやるに当たっての機材を子供たちの分も学校の分も道具については、もう完全に揃っておりますかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質問についてご説明いたします。

道具というのはタブレット端末等であるかと理解しますが、このタブレット端末に入れるソフトの部分が一番大事なかなと思っております。その共通化を図るために、先日12月1日に本部町で国頭地区が集まって意見交換等を行っているわけですが、その共通化を図るということでちょっと話し合っているのですが、なかなか一本には絞られないところがあるのですが、今帰仁村が使い勝手がよさそうだなというところで、小学校・中学校でデモをやった会社がおおむね名護・本部等もその辺の会社に行くようですので、ソフトを決めた後にプラス、タブレットの導入も併せて発注をかける予定でございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 オンライン授業は、道具あったらたまには使ってもらいたいなと思っております。今後の就職にも関係すると思いますので、毎日使ってはいろいろマスコミ等々でも問題がありますけれど、道具あるのだったらたまに授業で使って慣らしてもらいたいなと思っております。本当は対面授業がいいんですけど、3波でもしくはまた自粛で学校が休校になった場合オンライン授業に入ると思いますので、ぜひこの準備もしてもらいたいなと思っております。オンライン授業だけで進めているいろいろ教育の格差が出ているのをマスコミ等々でも問題出ていますけれど、できたら本当は対面授業ってもらいたいけれど、道具があるのだからオンライン授業の練習もやるべきだと思いますので、この点でオンライン授業をするために先生方を指導するサポートする方、おりますかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

オンライン授業については、まず授業を行う側のカメラを設定してそれについて受信する側、生徒側それぞれ、生徒から先生に質問する、これは通信の設定がある程度できればそれは休業時のオンライン授業については可能でございますので、その辺の設定についてはG I G Aスクールサポーターの導入及びこれから入れる機械なりソフトなりの導入業者のサポートも受けながら、やっていくということでございます。あとはオンライン授業については、普段の授業においてもいろんな教材等がインターネット上にはありますのでその辺も活用しながら、平時の授業においても活用していくということで計画はしているところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 次いきます。集落道路・生活道路の整備について。村長の答弁では、ふるさと納税の資金を使いながらということでありまして、ぜひこれ建設課で優先順位をつけながら毎年実施してもらいたいなと思っております。村長が村民のために使っていいということで、いろいろあるということを知っていますので、ぜひその中の何割かは事業でできないところ集落道路、昨日も墓地の現場踏査してもらいましたけれど、整備やるべきところはいろんなところがあります。村単で、ぜひやらなければならないところは毎日使っている集落道路が優先だと思うんですよ。1軒あるお家とか2軒あるお家にもぜひ予算をつけて整備して、毎日の生活道路やるべきだと思いますけれど、今後はこの漏れた地域、どう

いう方法で整備していくのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀常次議員の質問に対して説明いたします。

今後は村としては農道・里道・村道がありますので、この辺は生活に密着した道路から優先に。村長の答弁もありますけれど、ふるさと納税を活用して予算が限られていますので、これはまた予算内でできる方向でできるところと選定しながら整備していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長、今の一気にしなくていいです。予算ある間で半分ずつでもいいですので、地域に誠意を見せながら2年かかっても3年かかってもいいですので、予算の合う分で今年これだけ、来年はこれだけという形でできる方法はあると思いますので、そういう方法でやってもらいたいなと思っていますので、ぜひ次年度からそういう方法でもふるさと納税の資金を何割か回して、生活道路の整備に向けてもらいたいので再度答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。

先ほど農道・里道・村道と言いましたけれど、結構排水のほうもいろいろありまして道路だけという状況ではありませんので、この辺もまた優先順位をつけながら予算範囲内で実施していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 では最後に4番目、村道中央線に植えてあるフクギ、与那嶺の集落のところまで剪定されておりますけれど、そのあと植えたままの状況で今歩道歩く人があまり見えない感じということですので、このフクギの管理をどうしていくのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について説明いたします。

議員がおっしゃっているのは与那嶺から多分今泊の国道505号までの中央線沿いに、自分もちょっと現場を確認しました。歩道のほうにフクギが立っていて、村長の答弁でもありますように車道に出た分は建設課が剪定した経緯がありますけれど、それ以降は多分剪定されていない。議員がおっしゃるのは多分下のほうですね。このフクギについては多分下のほうまで枝が張って、歩行者が見えないというような質問かと思っておりますけれど、これはちょっと時間がかかるかと思いますが、建設課でちょっと対応策を練って今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時00分)

次に與那勝治議員の発言を許します。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 令和2年第4回定例会に当たり、さきに通告しました一般質問を行います。

質問事項1. 大井川の浚渫について。以前一般質問した際に、呉我山の工事が終わり次第、県のほうへ大井川の浚渫について対応していただくよう要望していきたいとの答弁がございました。現在の進捗状況

について説明を求めます。

質問事項2. 村有地について。これまでの数年間、一般競争入札により村有地が売却されてきましたが、今後もそのような売却を進めていくのか村の方向性について見解を伺います。また、売却された村有地の活用状況はどのようになっているのか伺います。

質問事項3. コロナ対策について。終息の見えないコロナ禍において、全国的に観光関連事業者の失業率が高く、国や地方自治体などの力が頼みの綱となっている状況にあります。そこで、本村がこれまで行ってきた事業や今後予想される状況や対策について見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えをいたします。

質問事項1. 大井川の浚渫についてお答えをいたします。大井川の浚渫については、令和元年8月27日の沖縄県土木建築部と北部市町村との行政懇談会において、要望を行っております。沖縄県からは、氾濫などの危険性を勘案しながら対応を検討していきたいとの回答がありました。村としては、今後も継続的に要望をしております。

続きまして、質問事項2. 村有地についてお答えをいたします。普通財産の村有地払い下げについては、現在、平成30年度の村有地売却事務要綱に則して、一般競争入札を原則としております。今後も処分相当と見込まれる村有地の調査・選定を行い、公有財産管理運用委員会で審議をし、選定されたものを広報誌や村ホームページ等により周知を図った上で、一般競争入札による払い下げを行っていく予定です。10年転売禁止条件を付して売却された土地については、目的のとおり利用をされている状況でございます。

質問事項3. コロナ対策についてお答えをいたします。村では、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染防止対策の主な取組として小学校のネットワーク整備及びタブレット購入や症状の似ているインフルエンザ感染症防止のためのワクチン接種の一部助成、歴史文化センター・中央公民館・村営葬斎場・運動公園施設の換気機能強化、役場職員の在宅勤務時等に活用するタブレットの購入などを進めてきております。また、経済支援策として家計支援策で村民一人当たり5,000円の見舞金支給、農業者・個人事業主への1世帯当たり5万円の支援、観光協会を主体としたコロナ禍後の観光誘客対策の事業、商工会が主体となった商工業者応援プレミアム付き商品券販売事業、社会福祉協議会が主体となった生活困窮者への食料配布、村内に主たる営業所を有する法人に対し1法人当たり5万円を支援する「今帰仁村法人事業主早期再建支援金事業」も開始をしているところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止会議における予防と防止への協議、経済回復に向けた今帰仁村経済回復対策協議会の開催で村内各種団体との協議を行い、協働の下、この難局を乗り切りたいと考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 質問事項1からいきたいと思います。大井川のこの浚渫についてでありますけれども、これは村長も含め担当課長もそうであると思いますけれども、現状というのは見られたと思うんですよ。堰どめというんですか、向こうから仲宗根に向けてかなり氾濫に近い状況があるのではないかなと、去る台風の時でも水域が相当上がって地域住民からも自主的に避難したという連絡もありました。

そこをどうにかしてほしいという切なる要望もあるわけです。昨今の自然災害を見てみましてもいつ大雨が来るか分からない状況にもありますので、何もない今のこの平時のときというんですか、そういうときに対策を立ててぜひ氾濫に備える、大雨に備えるような対策を取っていただきたいと思うんですけれども、これも答弁にありますように、氾濫等の危険性を勘案しながらというふうにあります。これはもう危険水域にあると思っています。この辺、現状を踏まえて今後の見解というんですか、その辺説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 8番與那勝治議員の質問に対してご説明いたします。

議員がおっしゃるように、8月にも村長の答弁でもありますように、土木事務所には写真を添付して要請している次第であります。一応県のほうにも問い合わせしたら、令和2年度も予算計上したが削られたという報告も受けていて令和3年度も一応計上はしていると、結果今後だと思えますけれども、答弁あったように継続的に写真なりいろいろしつこく要請はしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 写真添付しながらも予算が削られたということで、やはり今帰仁村としても必要性というんですかね、その辺がまだあまり伝わっていないのかなと、今度ムービーに撮って送ろうかなと思うぐらい本当にすごい状況であると思うんですよ。自分は久々にこの川を下りてみたんですけれども、昔よく遊んだ川でもあります。しかしここ今はもう木が生えて、もう何か畑みたいな場所にもなっているわけですよ。これやはり台風のとき見たときでも、何もない今平時のときでもこれはちょっと危険が迫っているというふうに感じるのが普通だと思うんですよ。この辺ですね要望として我々議会からも出すんですけれども、議会を経て当局が出していくのかそれ以外の方法もあるのかどうか、その辺説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 説明いたします。

地域から村に要望のある農道・村道の整備に関して、区長のほうから要望が上がっておりますけれども、できましたら地域からの要望も添えて村のほうに提出していただければ、こちらとしても周りの地域からこういう要望があるよと、危険性を感じていますよという話で村長名でまたこちらとしては要望していきたいと思しますので、村が要望するよりは地域の方も要望もあるというのが一番力強いのかなと思っておりますので、この辺またご理解していただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 地域からの要望ということでありました。我々議員の仕事もありますし、地域区長がいますので区長の仕事、役割分担もしながらそして一緒に要望するところは要望しながら、村としてこの辺が大事だよというところもやはり示しつつ、これは本当に早急な危険箇所と思っておりますので、この辺私も区長のほうと話しながら一緒になって要望していきたいというふうに思っています。質問事項1については以上で終わりたいと思います。

続きまして質問事項2. 村有地についてでありますけれども、この村有地払い下げ、そこに至るまでのこのプロセス、その辺はどうなっているのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 8番與那勝治議員の質問について説明いたします。

先ほど村長から答弁がありました村有地の売却については、今帰仁村公有財産管理運用委員会の中で審議され、その村有地の売り払いの事務要綱を作成したところです。そちらのほうは作成は平成30年度に行っております。これまでそれ以前はその村有地を求め方というのは、その村有地を活用して家を建てたり畑の入り口に使ったりという形で、様々な形式がございました。ただこれまで特定の申請者から協議の申出があって、それを公有財産管理運用委員会にかけて売却ということになってきたわけなんです、そういった形を踏まえるとその申請を行った方が早い者勝ちのようなどころもあって、それでは公平性や透明性に欠けているのではないかということが、指摘されるようなこともありました。またその限りある村有地、普通財産のほうはそういう処分の対象になってくるのですが、それについては限られた財産でありますので、少しでも入札をして高く買い取った方に利用されていくほうが村の財政にもいいだろうということもありました。また自治法上も公有財産の処分については可能な限り、一般競争入札に付すべきであるということがうたわれていますので、村としましては公平性の高いという観点からその入札方式に平成30年度から実施している状況であります。ただ、その土地土地の条件がありますので、その場所どうしても村有地がないと利用できないという個別の状況につきましては、これまでにどおり随意契約で申請をしていただいてそれを審査をした上で、先ほど村長から答弁あるとおりの売却、払い下げが妥当だという場合は、そのような形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 入札について説明ありましたけれども、以前でしたらやはり村有地を求め方がいて、この近隣住民の同意を得て申請し、それから随時契約みたいな形であったと思うんですけども、入札に変わって必要性を求め村有地を求め方が出てきた場合において、従来どおりではなく入札にかけたというところもあったと思います。村民がもしくは村外かもしれないんですけども、この土地を必要としているから役場に来るわけですよ、わかりましたじゃあ入札かけますと言ったときに、入札かけて公募にしてどこの誰か分からない人を買われる可能性だってあるわけですよ。もちろん高く売れるかもしれないんですけども。地域住民からするとやはりどこの誰か買うかも分からない、自分はこういう状況はあまりよくないと思っているんですよ。入札にかけるこのプロセスの中で、例えば積極的に売っていきたい場所があるのかどうかとか、そういう場所があるならばその辺を公表しているのか、みんな知っているのか、本当に限られた村の財産でもあります。ただ売ればいいというそういうことでもないと思いますので、この辺今後、村有地があったら売っていくのかどうかですよ、その辺の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

村有地の今後の取扱いでございますが、先ほど村長から説明がありましたとおり、その村有地が売却可能なのかどうか、それとも村として今後必要なのかどうか加味しながら、売却がいいのではないかとというような条件を整えば入札の形で処分することもあり得ますし、またその個人が求める場合と、中には村有地なんです村有地と分らず墓を建ててしまったというケースがあったりもしますので、そういった

場合はその墓の主に対して墓の撤去、もしくは土地の買い取りを調整していくという状況があります。そういった場合は随契になっていく形になっていきますが、今後もその村有地についてはできるだけ入札をできる部分は入札していくということで対応したいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 個別の状況は分かります。ただ村有地があるからこの一般競争入札にかけて売っていくと、売れるものは売る、自治法にも一般競争入札が望ましいみたいなこと書かれているかもしれないんですけど、やはり都会と田舎とは全然違うわけですよ、今帰仁村は今帰仁村に合ったやり方があると思います。何でもかんでもこう一般競争入札されることによって村民からも本当に批判の声があるわけですよ。それを踏まえて今回一般質問しているわけでありましてけれども、村の方向性、公有財産管理運営委員会で審議するというふうにありますけれども、これは先ほども言いましたこの価格、この辺は積極的に売っていく、そういうゾーニングとかその辺あるのかどうかもその辺説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

この村有地の売り払いのゾーニングでございますが、本島側今泊から湧川・運天地区にかけてはそういうゾーニングが行われていないという状況があります。ただそういう村有地を求める方が少ないというのが実情であります。古宇利区については、村内外を問わず村有地を売ってほしいという問合せが現在でも多く来ております。その中で村としてはその売り払いについては、すぐその申請どおりに売り払いするわけではないということで、窓口で断っている状況でございます。ただ、古宇利地内の村有地の数がとても散在しているといえますか、大きい塊小さいものも含めて様々ありますので、その中では古宇利地内についてはゾーニングをしております、すみません手元の資料持ってきたつもりなんですが見当たらないです。7ブロック程度に区域分けをして順次その中で処分できる村有地を選定していくという形で今進めているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 7ブロックに分けてゾーニングされている中で、これその中で積極的に売っていくというそういう地域、ブロック分けされているところがあるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

ゾーニングを行っておりますが、その中で積極的に売れる場所なのかどうかというのは、またそのブロックをその年度で見据え直してその中で選定していくという形を取っているという状況でございます。そのブロックのその場所を売っていくというのを先に決めているわけではなくて、その年度ごとにそのブロックを調査をして選定をしていくという手法になっております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 村民の不満というんですか、その辺の中にもやはりどんどんこう村有地売られていくこの事に対しての不満も相当あるわけですよ。一般競争入札にしてしまうと、これ金を持っている人しか買えない、村民が求めている人もたくさんいると思います。村民に活用してほしいと自分は



思っていますけれども。以前、この随意契約で周辺住民の同意を得て売却されたわけですがけれども、先ほども言っていたこの特定の人だけが早い者勝ちの状況にあるというふうにあったんですけれども、それ考えれば一般競争入札になると、お金持っている人だけしか買えないじゃないですか、どっちにもデメリットあると思うんですよ。村民優先に考える場合においては、自分は以前のこの随意契約にするべきじゃないかなと思うんですが、その辺の見解を伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

これまでの随意契約の場合、その求めたい土地の周辺地主に、村有地をこの方に売っていいですよという同意書を先にもらっていたんですが、それをその隣接地主に求めていくわけなんです、その隣接地主が実は自分も欲しかったんだと。ただもうその方が言ってきたので、自分はもう申入れできなかつたというそういった話も聞かれましたので、それは一概に先に同意書をもらうのがベターだというふうに考えていないところもあります。ただ、これまで随意契約にしてきたところもそれなりの理由が成立して、公有財産管理運用委員会のほうで払下げが相当だということで確認した上で売却しておりますので、その目的に沿ってされてはおります。ただ今回の入札に関しては、入札後所有権移転はしますが、その後10年間の転売禁止条件をつけております。そういった状況もありますので、その買った後に転売をして不動産的な儲けにつながらないようにということで、土地利用を促すということもその目的の中に入っておりますので、その村有地の有効な活用については今後もそういうふうと考えていきたいというふうに思っています。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 転売禁止10年つけているということでもありますけれども。これ随意契約で転売禁止条件つけられないんですか、そしたら特定の人だけが窓口となって買われるような状況は起こらないと思うんですけれども、その辺説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

その公有財産管理運用委員会で決めた村有地売却事務要綱を策定しましてからは、随意契約の場合も転売禁止をつけております。これまで村有地を農業に使うということで活用されている農家の皆さんが、村有地をその場所を買いたいというときにもそれを審議をして、売却相当だということになったときには農地としての評価を出してその金額でもって払下げをしております。ただその後10年間の転売禁止の中で、10年以内に宅地に変えるのであれば、また宅地相当のその金額を今帰仁村に納めてもらうという条件を踏まえて、随意契約のほうもそのような条件をつけている状況であります。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 いろいろ述べてきましたけれども、要は一般競争入札というものは外国からの人も来る可能性だってあります。金持っている人だけが、こう買占める可能性だってあります。村有地売却するに当たってはこの方向性、村としてもこれは売らなければいけないものなのかとか、できたら売ってほしくない、慎重に審議しながらどうしても必要な方がいると思いますので、そういう方はやはり

随意契約の方向でやっていただきたいというふうに思います。この方向性について村長のほうから見解を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えをしていきたいというふうに思っています。

先ほどから村有地の売却についてご議論をされている中でありますけれども、やはり行政を預かるもの、そしてまた行政を運営していくものとして、この社会情勢にこれ柔軟に今後対応していかなければならないというふうに考えているところでもあります。今後、この中長期的な視野に立ってこの村有地の売却の在り方を考えていかなければならないというふうに思っております。しっかりこれはこの公有財産管理運用委員会で審議をして、今後しっかりこれは検証をして今後売却に当たっては、委員会そしてまた関係各位と協議をしながら方向性をまたしっかり再度立て直しを視野に入れながら、これは考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 以前にも自分はこの関係による一般質問とかさせていただいたんですけども、これは一般競争入札によって売却する場合において議会の議決事項に係るようなものも出てきます。我々が知らない中で一般競争入札が行われ、そして相手が決まった中で初めて議会の同意を得るというふうな説明も以前ありました。それですと、決まった後からしか我々は口出しできないので、例えば議会で否決された場合という可能性もあるわけですよ。そしたらせつかく村の土地を有効に活用しているのに、我々の同意を得られなく否決されると、以前でしたら否決されたものがまた再び上がってきて、おかしい状況にはなってはいましたけれども、この辺踏まえて一般競争入札かけるのであれば、その状況を踏まえ議会にも全員協議会に諮っていただきたいなというふうに思うんですが、その辺説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

村有地の売り払いについては、その物件の金額それと面積に応じて議会の議決が必要になりますが、そういった状況になり得る事案については、その募集前に議会のほうにお知らせをして全員協議会なりで説明した上で、その実施に当たるような形で調整していきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今募集前にということでありました。やはり村の財産を払下げするわけですから、やはりこれが一番望ましい形じゃないかなというふうに思います。募集かける前にぜひ議会のほうに諮っていただけたらというふうに思います。これ以前もそのような答弁あったんですけども、やはり全員協議会も開かれず、また知らないところで売られたりということもありましたので、この辺をぜひ気をつけながらやっていただけたらというふうに思います。質問の中で、売却された村有地の活用状況についてということで質問した中で、答弁が10年転売禁止条件を付して売却された土地については、目的のとおり利用されていますというふうにありました。いろんなところがあります、一概に全部とは言えないんですけども、やはりこれ見てみますとどうしても梯梧荘を思ってしまうんですけども、目的のとおり利用されていますということであれば協定書どおり、平成33年（令和3年）7月ここに100億規模のホ

テルが建っているわけですよ。その辺、この目的のとおり利用されているのかどうか説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

村有地の売り払いの一事例でございますが、梯梧荘跡地の件でございますが梯梧荘跡地については議会に2回提案して、最終的にかけていただいたということで契約が成立しております。事業者のほうの説明になるのですが、このコロナ禍において共同運営をする会社、外国の会社だというふうに説明を受けておりましたが、そのコロナの状況で日本に来ることができなくてその話が頓挫したという説明を受けています。その後、国内の大手企業という方でその説明がありました。実際にその企業は今帰仁村にお越しただいて、企画財政課で事情聴取も行っていただいているところなんです、そちらの会社のほうも今コロナ禍の状況でほかの新規事業も控えているということで、手掛けているものがあるので新たなものは参入していかないということで、断念したというふうに報告を受けております。その後、現在としましては一企業と調整を図って共同運営をやっていくという説明を受けております。梯梧荘の状況でございますが、旧建物のほうの撤去、取壊しが済んで大きいコンクリートや鉄骨等の片づけは済んでいる状況でございますが、まだ材料といいますかその細かな部分のほうは処分をコツコツとやっているというふうに説明がありました。ただ当初のとおり計画は進んでおりませんが、事業者としてはその計画のとおりホテル運営を目指して調整を図っているということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 計画のとおり進んでいるというところでありましたら、100億規模のホテルが建つというような解釈でよろしいのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

あくまでも会社側からの説明であります、新しく今調整している共同運営をする会社に対しては200億という説明がありました。ただ、そちらのほうは今帰仁村として、裏取りをしたわけではなくて、その会社から説明を受けたとおりの金額を申し述べている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 200億ということでどこを信じたいのか結局何億なるか分かりませんが、以前に梯梧荘売却の際に協定書を結ばれましたけれども、これは一度否決された後この協定書が出てきました、コンセプトシートを基にですね。そしたら議会の議決を求めるための協定書だったのか、それともこれを進めるためにちゃんとしたホテル事業をやるんだというところの協定書なのかこの協定書の重み、これはどの程度のものなのか、今まだ生きてそれののっとなって話ができるのかどうか説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

その梯梧荘を売却といいますか、譲り受けた会社の代表者が変わったことはこれまでの議会のほうでも説明したとおりでございます。その代表者が変わって、現在の代表者になってからまた村のほうに説明がありました。その説明の中で、この前の代表者が交わしたこの協定書についてはそのまま継続していき

ますというその現段階での代表者からの説明がありましたので、この協定書は村としてもその協定書どおりに事業を進めてもらいたいというふうに考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 協定書は生きていの中で、協定書以上のホテルを計画しているというところで理解しました。この梯梧荘に関してこれはまた同僚議員が一般質問しておりますので、私からは以上としたいと思います。

続きまして、質問事項3に移りたいと思います。これまで今帰仁村が行ってきたこのコロナ対策、答弁書にも本当にたくさん書いて答弁書にもない「なきじんウォーカー」、そういう事業もあると思うんですけども、この新たなチャレンジ、村はどんだんやっていることに対して評価したいというふうに思っております。臨時交付金を使った生かした事業、当初いろいろ計画した事業があると思うんですけども、この事業費、事業計画事業費と現行行われている事業とにおいて差額が生まれるかどうか、残が残ってくるのかどうか、伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 8番與那勝治議員の質問について説明いたします。

コロナ対策事業におきまして、現在実施しています村の事業につきましては臨時交付金を活用しておりますが、その付決定を受けた事業費以上の事業を今展開しております、各事業が実施している途中でございますので、その計画ではその交付金以上の計画を進めている状況でございますので、事業費の残は今のところ見込まれていない状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この臨時交付金を活用した事業の中に、光ブロードバンドの事業があったと思うんですけど、この辺この光ブロードバンド事業というのは、どの辺まで進んで事業規模がどのぐらいというのが分かるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時38分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

古宇利島におけます高度無線環境整備事業でございますが、光ケーブルの敷設事業でございますが、そちらのほうは総事業費としては、1億3,500万円を見込んでおります。そのうち交付対象経費として、村のほうでは予算としては8,120万円の予算を去る8月に補正予算で計上している状況でございますが、そちらのほうを今回総務省のほうに申請をしまして、村の負担金として拠出していくという形になっていきます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この光ブロードバンドのところでありましてけれども、総事業費1億3,500万円見込んで、8,120万円が要は村が負担するというんですか、出ていく最高額。それだけでも差額5,000万円出ると思うんですよ、これ計算上そうですよね。臨時交付金2億5,000万円と8,000万円、3億3,000万円

足した中で、これ多分計上されているはずですよ、当初。総合計が3億339万円。それ計上した中で当初1億3,500万円、8,120万円としたら、5,000万円の差額が出るじゃないですか。この辺、差額が出てくるんじゃないかというふうに自分は思っているんですけども、この辺の説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

この1億3,500万円というのは総務省のほうに申請する事業費の総額であります。その事業費の中には国庫補助が入ってきますので、この差額分は国庫補助に当たります。その中で一番最大を見込んで、村の負担となる部分については8,120万円になるわけなんですけど、そちらのほうを業者選定をして総務省のほうに申請していくわけなんですけど、2社から提案がありまして、そのうち一番安価なほうを村負担が一番少ないほうを選考されたという状況でございます。その1億3,000万円から8,100万円引いたのが使えるお金ではなくて、国が補助事業として認めてくれるお金ということになります。それに対して、村の負担金というのはこの8,120万円が最高額として予算計上されておりますが、その提案に応じて、村の負担額が少なくなっていくという状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時49分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時55分)

與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 このコロナ禍において、先ほどもありましたけれども困窮家庭に対する食料品の配布とかそういうのもありますけれども、やはり観光関連産業、これの低迷とかその辺もあって、それによる失業者数も全国の例を見ますとかなり出ております。そういう失業者が出てしまうと、またこういう方々もやはり困窮家庭となってしまいますので、何に優先じゃなく全てに優先だと思っているんですよ。村内において外食業者もやはりとても苦しい中、営業をしておりますけれども、やはりコロナ禍の中で来て下さいと言われてもなかなかお客さんもコロナ感染症怖くて行けない状況もあります。やはりお客さんが安心して行けるためのwithコロナですよ、コロナ禍の中コロナと共生していけるような、そういう対策も村として行っていただきたいというふうに思うんですけども。飲食店向けの亚克力板設置費用とかそういうところを全国の例とか見てみますと、withコロナに対する補助とかそういう予算つけておりました。今帰仁村もそういうwithコロナに対する補助、飲食店に対する補助、商品券事業も消費喚起に対して相当いい事業だったと思っています。飲食店向けに対して、この亚克力板とかそういう事業、予算をつけてどうじゃなく各事業者がこういう亚克力板購入しました、空気清浄、換気伴うような工事しました、精算払いみたいな形の補助とかそういうのはできないのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時57分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後0時00分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 先ほどの質問の中で説明漏れがございましたので、そちらのほうから説明したいと思っております。

新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金事業につきましては、現在村の事業としては各事業に各課で実施する事業に配分しておりますので、その残額がない状況でありますので基金の創設は現段階ではできない状況にあることを説明いたします。また特にwithコロナにおけます村の対策として、商工業者やそのアクリル板の設置であったり、飲食店向けの空気清浄機等の質問でございますが、そちらのほうは3次のこの交付金事業が出てくるかと考えておりますが、その中で村の全体でどのような事業ができるのか、村の経済対策協議会にも諮って検討していきたいというふうに考えております。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後0時02分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後0時02分)
- 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時02分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き8番與那勝治議員の一般質問を行います。與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 コロナに対してのこの臨時交付金の中で光ブロードバンドという事業がありまして、それ踏まえてちょっと提案みたいな感じで言いたいんですけども、運天方面あたりは光とかそういうのも来ていなくて、昨今コロナの中でウェブでの商談とかそういうのがあるらしいんです。これ相手先からも求めたりも求められたりするみたいなんですけれども、運天方面にいと進捗インジゲーターがずっと回っている状態で何も進まない何もできないと、これどうにかして欲しいという要望があるんですけども、この辺、何か運天方面、渡喜仁方面も含めて対策はあるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 8番與那勝治議員の質問についてご説明申し上げます。

確かに、国道505号の幹線沿以外のところで未整備地域というのはあるかと思えます。その中で議員がおっしゃられました運天方面でウェブでの商談もあるということですが、先ほど出ましたwithコロナにも関連してくる、ご商売の新たな生活様式ではありませんけれどもそういう形態も出てくるのかなというふうに思います。これ関連事業者さんのちょっとお話を聞かせていただいたところ、これまで採算性が取れない見込めない部分については、ちょっと整備に着手していただけない状況がありましたけれども、この辺も未提供エリアについて、幹線が来ているエリアについては、一ユーザーからでも整備構築をやっていきたいというふうなお話でも会社の方針がちょっと変わったということで、いい報告も受けておりました。今回、古宇利のほうのブロードバンド整備について、プロポーザル選定された業者についてもこれまで本土とかもへき地とか、そういう未整備地域についても積極的にやってきていて、これからはそういう方向性でやっていきたいというふうなことで関西ブロードバンドもおっしゃっておりましたので、その辺関連事業者にどのような状況でどのような整備に着手できるのかというのも含めて、調整を図ってまいりたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 この未整備地域についてでありますけれども、この事業者の話によると、今やはり本土のほうに行って直接商談もできないと、営業もかけられないという中でウェブでネットを通してやりましょうという話が相手から来たときに、うちは環境が整ってなくてこれできませんと言ったとき

に、まさかでしょうと言われたようなんです。でも、過疎地域になっているんですよ、こういうところは。なので村当局としてもリモートワークですか、その辺も推奨するし学校においてもオンライン授業、その辺もこういうネット環境のない地域の方々というのは対象から漏れることになると思うんですよ。家にいてもリモートワークできない状況ですから、家にいてオンライン授業を受けられない状況。その辺も含めてもトータル的に考えてもこの未整備地域、これは早急に整備すべきだというふうに思います。先ほど臨時交付金のこの使い道の中で、残が出るだろうというふうに私言ったんですけども、それからこういう光ブロードバンド含めこういう整備できないのかなというふうな提案をしたかったんですけども、その辺再度残が出ないという話だったんですけども、その辺可能性はあるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時36分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時37分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

コロナ対応としましての臨時交付金でございますが、また3次も予定されておりますが、その手法やこの金額についてはまだ見えないところがございます。議員の提案のありますこの質問の光通信の整備については、また村全体のこのコロナ対応の事業を見たときに計画をしていく中で検討できるものだと思いますが、まだそのコロナ対応で村、本島側がそういったすぐにできるという状況ではないというふうに思われますが、次の交付金のタマだしといいますか、その中で検討していきたいというふうに考えています。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 今後に向けてではありますけれど、先ほどユーザー等がいたら民間業者が整備してくれるような話もありました。どちらのほうが早いというかスピード感あるのかどうか、民間業者、NTT含めてが引いてくれたら助かりはするんですけども、あと計画立てて何年後となってももうこれ本当に困る話ではありますので、早急的なところの対応として要望していきたいとは思うんですけども、これ具体的に民間業者の方からいついつとかそういう話もあるのかどうかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまのご質問について説明いたします。

民間事業者からの対応についてということでもありますけれども、具体的にいついつの時期にどのような整備をしていきたいということでの話は今聞いたことはございませんが、先ほどコロナの臨時交付金をあてがってできるかどうかという話もありましたけれども、今回古宇利の整備についても高度無線化事業という国庫補助事業を入れて、その市町村負担分になる分をコロナ交付金をあてがいますよというような話になっていました。村内を整備するといった場合にこの高度無線化事業を使ってとなったら、今この事業自体がもう全国でいろいろこう未整備地域を整備していく中で、今回がコロナの交付金もあてがえる事業ということで、相当希望が殺到していたような状況があったそうです。そういう補助事業が使えるのかもちょっと難しいような状況にはなっていると思いますけれども、今回この補助事業、それから民間事業者さんへの調整、どちらがスピーディーに行えるかということもありますけれども、自分たちとしましては、やはりこの民間事業者さんからもそういう未整備地域については1ユーザーからでも取り組んで

いきますよというふうなお答えももらっている中ですので、その辺は十分事業者の声も聞いて調整させていただきたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 1ユーザーから要望があっても、整備していききたいというようなこともある。これは村を通して要望したほうがいいのか、それとも直接業者に要望していったほうがいいのか、この辺どのようにしたらいいのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長 ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

住民側からの要望になったときに、会社側からの対応としてじゃあこれが早急にできるのかとなったときに、かなりへき地的なところになりますとエリアから距離があるということで、滞る場合も予想されますので、やはりこの辺は村も挙げて要望していったほうが早急に対応できるのではないかというふうに考えます。

○ 座間味 薫 議長 與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 これ未整備地域、早く引いて欲しいという要望があって、やはり今コロナの中の貧困含め、巣ごもり需要、いろんな需要もありますけれども、恩恵に預かれない状況にもあります。これ本当に切実な声ではありますので、これはどうにか私は一日でも早く整備しないといけないというふうに思っています。リモートワークそしてオンライン授業、この辺も含めて早急にできる方法、今回の一般質問で終わりますけれども、それを終わった後でもお互いに進めていけたらというふうに思っています。未整備地域に早急に整備していただけるよう要望していただきたいというふうに思います。最後に村長の答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質問にお答えをしていきたいというふうに思っています。

先ほど午前中からコロナに対しての議論がありましたけれども、やはり今コロナに関しては感染拡大を防ぐ、ある意味ブレーキを踏まなくちゃいけないところ、そしてまた経済を加速させる、そしてこのアクセルを踏まなければいけないところいろいろあると思います。その辺、このバランスをよくつかみながら今後3次補正をにらみながら検討していきたいというふうに思っております。先ほど来からいろんな提言がございました。この光ネット環境の件ですけれども、実は私の家も入っておりません。村を挙げてというよりも私が率先して今回はこのなるべく早急に整備できるよう要請をしていきたいというふうに思っております。それから非常にこの経済、感染拡大の防止いろいろありますけれども、この今帰仁村、経済回復対策協議会というのが発足されて、まだ稼働されているような状況には見えておりません。というのも、副村長がそれを会長にあてがわれておりますので、今回もし提案されまして会長就任と同時にそこはまた新しい生活様式それからまた経済活動へのこのスピード感を持って、これをしっかり確立して皆様のほうにまたいろいろ回答なりをしていきたいというふうに思っています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後1時44分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午後1時46分)



次に嘉陽 崇議員の発言を許します。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 令和2年12月議会におきまして、さきに通告しました件について、質問いたします。

質問事項1. あいあいファーム（旧湧川小学校）の破産手続について。質問要旨、進捗状況を伺います。

質問事項2. 天底小学校通学路について。質問要旨①登下校時の児童の安全確保の観点から、天底小学校正門に横断歩道を設置してほしいという地域からの要望があるが、設置予定があるか伺います。②天底小学校の近くに同校へ誘導するための案内板を設置してほしいという地域からの要望があるが、設置予定があるか伺います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問事項1. あいあいファーム（旧湧川小学校）の破産手続についてお答えをいたします。

進捗状況につきましては、令和元年10月30日付で破産申立が行われ、令和2年9月3日には第3回の債権者説明会が開催をされ、村を含む債権者への配当可能性は不明との説明でございました。また、学校跡地の村所有土地及び建物の明渡し時期についても未定とのことでありました。

質問事項2. 天底小学校通学路については、教育長より答弁をさせたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質問事項2. 天底小学校通学路についてお答えします。質問要旨①天底小学校正門前の横断歩道設置については、令和2年12月に標識の設置、令和3年3月に横断歩道の線引きを行うと本部警察署より報告を受けております。質問要旨②天底小学校への誘導案内板設置については、地域外から当該小学校への動線を考慮しながら、設置に向けて調整してまいります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時50分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時52分)

嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 それでは、質問事項1. あいあいファーム破産手続進捗状況についてから質問いたします。去年の10月30日で破産申請が行われて、前回の債権者説明会が9月3日に開催されたということではありますが、その中で債権者への配当可能性は不明との説明だという答弁ですが、以前に3月頃でしたか全員協議会での説明のときに、財産目録券収支決算書というのが管財人のほうから提出があったということで、これ議会のほうでも共有させていただいておりますが、この財産目録の整理なんです、この整理1年たった現在どういう状況なのか説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 11番嘉陽 崇議員の質問について説明します。

先ほど村長からの答弁で、第3回が9月で説明会が行われているという答弁でございました。その中で、9月3日で第3回の債権者説明会が開催されているということ村長のほうから答弁いたしました、その令和2年2月13日に第1回目、6月18日に第2回目、3回目が9月でありました。その債権者の説明会で提供されています財産目録の収支計算書でございますが、ほぼそんなに変わりはなくふえている状況で

はございませんでした。またその中に、当初から抜けておりましたその他の物品、現在湧川小中学校跡地に残っている物品についても全てが計上されているわけではなくて、これらについては今後破産管財人のほうで対応できなかったものですから、村が代わりにやりますということで話をつけて鍵を預かったというところがございます。今後、村のほうで整理をして確認作業を行って整理をした上で、その物品の取扱いについて村のほうに移管していただくという手続を進めていく予定になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 進捗といいますか今後村の意向として、これは村も代理人を立てて、弁護士を立てて交渉といいますか話し合いしていくという説明があったんですが、その中で村の意向として、これ以上進まないのであれば、村のほうで管財人が行うべき財産目録の整理を村のほうが行って行って、この返還を迅速に行っていただくために、村がこの整理を行っていくということで理解してよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

議員のご質問のとおり本来は管財人がやるべきことを進まないで村が代わりにやって、またその一覧表を作成を渡して、管財人の名のもとに村のほうに移管する手続を整理していくという形になります。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。この1年破産申請してから1年たっているのですが、この管財人といいますか向こう側、学校へ足を運んだり何か調査、調べたりとかそういった形跡はあるのかどうか説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

管財人が直接今帰仁村に伺った実績はこちらのほうで確認取れているのは1回限りでございます。その後個別に来ているかどうかというのは、確認は取れていない状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。第3回まで説明会が終わっているのでありますが、次回また予定されているのであればその日時、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

次回、第4回目の説明会の予定は来る12月10日の予定になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 次回が12月10日ということでわかりました。今帰仁村として、新たに12月10日に村としてこうしてほしいという要望といいますか、その意向を伝える予定であればその内容を分かる範囲で説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

こちらのほうから代理弁護士を通じてでございますが、村としましては速やかに学校跡地の跡利用の検討に入っていきたいという思いは最初から持っておりましたので、できるだけこの管財破産の整理業務が速やかに行われるようにということで、今回先ほど説明したとおり村が代わって調査もしましよと提案をして、向こうがオーケーという状況ではあります。村としましては前回、私直接申し上げたんですが、今回は議会中に行くことができませんが、破産のその手続について代理弁護士のほうからは村の意向として、速やかに跡利用をしていきたいと旨を説明は連絡はされております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 村としても速やかに跡利用、返還してもらえることにこしたことはありませんので、ぜひ頑張ってくださいと思います。それで、先ほど説明のあった村のほうに鍵を預かっているのですが、中の動産財産の確認に入るということでありますが、実際にこの確認作業が始まっていくのがいつごろになると考えているのか説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

企画財政課の業務を調整しながらになります。速やかに、まだ着手しておりませんので速やかに行っていきたいというふうに考えています。ただ内容と言いますか、施設の中にはかなりの量の動産と申しますか、その物品等があるというふうに想定されますので、少し時間がかかるかなということで計画をしていきたいというふうに思います。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 議会のほうでも現場調査に行きまして、中の物品と申しますかそれを動産財産見せていただいたんですが、かなりの量あって査定のほうも時間がかかるかなというのは理解しております。前、以前に議会の中でも一般質問いたしました。中にリース物件のようなものがあつたり、あいあいファームのものではない物件があつたりしているんですが、これまで以前空調設備ですか、それがあるということ知り合いの会社だったので説明したのですが、その後、管財人のほうに連絡して撤去できたということで話がありました。今後もこういったリース物件などもあると考えられますが、これについても村のほうで対応していくということに理解してよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

学校跡地に残るあいあいファームの所有でないリース物件等については、管財人の責任でもってリース会社のほうに引き取ってもらうというのが通常のと申しますか、手続になります。議員の質問にありました空調設備等は、その後持ち出しと申しますか返されてはおりますが、つい最近電気自動車の充電設備がこの1週間前ぐらいに撤去されております。1件だけ確認されているもののリース物件としては、校舎の上に建物の上にあります大きい看板があるんですが、そういったものはリース物件の所有物だということで確認が取れていまして、それはまだ破産管財人のほうにはそういうふうに報告はしていますが、このリース会社がそれを引き取るということの日程等はまだ決まってないようです。そういったものがありますので、本当に動産なのかリース物件なのかを見極めないといけないので、これ全てを確認しながら今帰

仁村のほうが、処分できるもの、返さないといけないものというふうなものを色分けしていくという作業が今後の作業の流れになっていきます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。村のほうである程度まとめて管財人のほうに報告して移管という形で、この財産を売れるもの売れないもの全て今帰仁のほうにいくということで理解してよろしいでしょうか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明します。

質問のあったとおり動く動産物については、所有者があるものは別として所有者がいればそれを引き取ってもらおうと、それ以外のもの、あいあいファームの所有に当たる部分については管財人から今帰仁村のほうに譲渡といいますか、その手続の形を踏まえて今帰仁村が処分していくという状況になります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 説明の中で、大まかに理解いたしました。今後の返還なんですが、返還の時期が気になりまして、この財産目録を整理して管財人にこの資料を渡しまして、今帰仁のほうに移管ということなんですが、これが終わって初めてあいあいファーム今帰仁村に戻ってくるのか、前にも議会で説明受けたと思うんですが、企画財政課のほうの財産、あいあいファームのほうに貸している不動産が土地があったと思うんですが、この土地については既に戻ってきているのか。それともこのあいあいファームの財産目録の整理が終わって、あいあいファームの手続が全て終了後にこの不動産も今帰仁村の所有物が戻ってくるのか、ここのところ答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

今帰仁村の土地、畑をあいあいファームに一筆、呉我山の土地を貸しておりました。そちらのほうは、破産宣告したときにまだ賃借料が払われていませんでしたので、村に払うべきこの使用料は払われないまま破産しておりますので、まだ戻ってきていないという状況です。破産宣告した後に速やかに契約、使用貸借を解除すれば新たな年度で使用料は発生しなかったんですが、そういったことがあるのでそれは企画財政課から破産管財人に申し上げてはいたんですが、そういう解除の手続を取ってくれなかったものから、今年度令和2年度になって使用料が新たに1年分発生しました。その発生しなくていいものを発生させてしまっているという状況がありましたので、それは速やかに申入れして、夏前だったと思いますが、何月だったかちょっと今資料がないのでお答えできませんが、その後破産管財人のほうからその使用貸借の解除の申出があつて契約は解除されております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。ほかにもあいあいファームが所有している不動産が4筆あつて、2筆がたしか銀行の抵当に入っていて、あいあいファームは今帰仁村のもの、学校ですね、学校は今帰仁村のもの、この土地はあいあいファームの持ち物なんですが、実際破産手続の流れとしてこの財産を

あいあいファームの不動産を処分した上で、これも終わった上で今帰仁村に学校あいあいファームが戻って返還されるのかどうか、そうじゃなくても財産目録の整理を行って管財人からこの物品の今帰仁村へ移管が終わると返還できるのか、このあたり答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質問について説明いたします。

議員質問のあいあいファームが所有している土地については4筆、湧川の学校背後になるのですが、長竿原に2筆と呉我山の西アザナ原に1筆、それともう1件湧川の底川原ですね、嵐山といわれる場所になりますがそちらのほうにも1筆ございます。その4件の土地の所有については畑でありますので、処分はしたいというふうに考えているようなんですが、そちらについては農業委員会で3条資格を持っている方でないと買うことができないという状況があります。それとまたそのうち2つについては、質問にありましたとおり銀行の抵当権が入っておりますので、その調整もしながら処分は破産管財人に申出をすれば、農業者であれば買うことができるという状況であります。この破産の手続上でその4筆が処分できない場合という質問でありましたが、そちらのほうはそのままの状態でも破産は済んでしまうという状況にもあるというふうに伺えます。その際は、その所有者はもともとの名前のあいあいファームの所有のままの名義で残ってしまいまして、次に利用することが少し困難な状況にもなってきます。現在であれば、破産管財人の責任のもとで処分することは可能なんですが、破産の手続が済んでしまうと、次あいあいファームの代表者どなたか立ち上げて、代表者が立っていただいたその方と契約交渉という形になっていきますので、その手続がありますが、学校跡地を今帰仁村に返還する上ではその畑については、村と関わりのない状態で学校跡地の跡利用は検討できるものだというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 まだまだ安心はできないんですが、一応今の説明では返還はできるということで理解いたしました。本来ですと管財人が行うべき作業を、今後村がやっていくということで、早期返還ができるように当局の皆さんがまた頑張ってくださいと思います。そして、ぜひ議会が動けるようなことがあれば、ぜひそのときは相談していただきたいと思います。次に移ります。

続きまして、天底小学校通学路の天底小学校正門前の横断歩道の設置であります。12月に看板設置しまして3月に横断歩道の線引きを行うということを警察署より報告を受けているという答弁でありました。実際には去年の8月に天底小学校の横断歩道設置について、これは教頭先生、天底小学校の教頭先生と話した内容であります。検討した結果、設置すべきではないかという結論に至りましたと警察のほうから回答はあったんですが、警察署のほうの本庁のほうに上げてそれからなかなか回答がなくて、父母・地域の皆さんに返答ができなくて困っていたので、ぜひ学校側として村長のほうから村の交通安全推進協議会の長として再度呼びかけて、早目に設置をしてほしいという話があって、それをまた学校評議員会であったり教育委員の皆さんにいろんな場をお願いをしていたということでありまして、私のほうに話が回ってきて質問をさせていただいております。この横断歩道なんですが、設置についてどういった設置方法なのか説明求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質問についてご説明いたします。

横断歩道の設置方法というのは設置する場所ということだと思いますけれども、天底小学校の正門のところには歩道がありますけれども、その歩道から若干道の反対側、村道側の反対側の天底公民館側に向けて道路に沿って直角という形ではなくて、若干斜めになるような形で設置していくというふうに聞いております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 公民館側と学校側に向かって斜めにということで理解しました。校長先生のほうからでありましたが県外での事例ということで、福岡県の小学校の思いやりで校長先生が白線をお供たち危険だということでこの場所引いたら、略式命令、罰金ですか、罰金刑にあったということで校長先生のほうも大分この報道を見まして心配してございまして、法的根拠がなく子供たちを朝通学のために道路止めて、車を止めて通しているのでは何かあったときには大変心配だということで、それで一日も早い設置を望んでいたという話も聞いています。看板のほう先に設置ということであるんですが、この看板がついたら法的根拠としてもうここは横断歩道ということで、法律的にも横断歩道ということになるんですか、それとも白線引いて後から法的効力が発生するのか答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

看板については皆様もよく目にしているとは思いますが、横断歩道がある手前に先に横断歩道がありませんという看板があるわけですが、それを設置してその先に横断歩道を線を引く、そこで完了と考えております。ちょっと法的なところで、看板を設置したからといって横断歩道がない状態で渡っていかどうかというところの法的なところはすみません、ちょっと確認はできてないんですけれども、両方そろってから安全に渡れる状態というふうに認識はしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。ということは3月には白線がきれいに引かれて新学期からはちゃんとした法律の下で子供たちに安全指導ができていけると思いますので、学校・父母・地域の皆さんも安心して子供たち学校に通わせることができると思います。それでは、次に移りたいと思います。

続きまして、学校誘導する案内板の設置予定があるかについてなんですが、教育長の答弁で地域外から当該小学校への動線を考慮しながら、設置に向けて調整してまいりますということでありました。現在は喜屋武材木店の前に天底小学校入り口の案内板があります。以前はこの道でよかったんですが、この道しなくて県道248号線ですか、ローソンからのこの道ができたために、喜屋武材木店から入ってくると最初に十字路があって、この場所で右に曲がったり左に曲がったりするという車があるそうで、またこれから先に行ったとしても天底公民館手前の十字路があるんですが、これはまた勢理客団地向けに行つてまたぐるぐるぐるぐる回つたりと、そういった方がいるということで天底小学校に来るお客さんですか、その方が困っているということで、地域・学校のほうから話があったわけですが、実際に教育委員会として、この道ですと、この動向といいますかどういった考え持っているのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

天底小学校はちょっと国道から中のほうに入っておりまして、外部の方からするとちょっと分かりにくいのかなというところは認識しております。先ほど議員から資料提供のありました看板についても現物の確認等も行っておりますが、国道505号及び県道248号線については、管理が県の土木事務所のほうで管理を行っておりますので、その看板は意外と大きな支柱でもありましたので、その設置場所の選定やらというところも検討しなければいけないところだと思いますが、要請のほうはやっていきたいと思っております。ただそこから村道に入っていきますので、村道に入っていく入り口については役場内で建設課、村道を管理している建設課と調整しながら適当な場所に設置を進めていければなと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 ということは今の説明では、喜屋武材木店のほうから入らせるのではなくて、大きな道路から大通りから県道からという考えですよね、もう喜屋武材木店からは使わないで。ちょっと休憩していいですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時24分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 道路管理者と相談して、また村道に曲がる場所は村のほうで対応していきたいという話でありましたが、湧川小学校が閉校になって後からもこの湧川小学校の看板、あいあいファームに学校を貸したときに、湧川での説明会でも地域住民からこの看板は撤去してくれという要望もあったんですがこれがまだ撤去されておられません。ですからこの看板、利用できるのであれば利用して湧川の看板を県道248号線、そして喜屋武材木店の看板をローソンのほうに移動とかそういった要請もできるのかどうか答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします。

ただいま議員から提案のありました件について、こちらも土木事務所に提案も含めて要請していきたいと考えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。要請していきたいということではありますが、これ要請の方法といいますか学校側からも新たに要請していったほうがいいのか、教育委員会側で対応できるのかどうか答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします

天底小学校への誘導といいますか案内の看板設置については、天底小学校も含めての要請は可能かと思いますが、今ある看板を移動してどこどこに設置してくださいというところになると、ちょっと小学校が要請する範囲を超えているのかなと思いますので、その辺も含めて一緒に連名でやったほうがいいのか個別でやったほうがいいのかというのはちょっと考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 一緒に対応していったほうがいいのかという答弁でありました。天底小学校の校長先生が3月で退職、教頭先生ももう3か年なるということで、そろそろ転勤の時期ということで、恐らく転勤であろうという本人からの話でありました。ですから2人とも、経緯が分かる2人がいるうちにこの件は相談なされたほうがいいのかと思います。2人がいなくなると経緯が分かる人がいなくなって、その後の方が経緯が分からないということで話が進まなくなっていくと困るので、ぜひ今年度中にこの調整といいますか、学校側とも話し合いしていくことができるのかどうか答弁求めます。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質問についてご説明いたします

そうですね、確かに異動となるとまた一からという話にはなりますので、現在問題意識を持っているといますか、それを共有している校長、教頭が在籍している間に学校からの要請文をお願いして、それと併せて教育委員会としての要請文含めて、なるべく速やかに要請行動はやっていきたいと思っております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。学校側としても地域また父兄の皆さんとしても、ぜひ誘導板設置することによって迷う車がなく外部から来る車が迷わなくなって、またスクールゾーン本当は設置してほしいという話もあるのですが、それができなくても誘導板、案内板を設置することによって、ここに学校があるんだよという目印、これがあることによって車運転される方もスピード落としたりとか、そういったことで安全な通学が保たれるのではないかとということで、そういった考えでこの誘導板設置をお願いできないかということでもありますので、ぜひ設置に向けて頑張ってくださいと思います。

また最後に村長が今帰仁村の交通安全推進協議会の長ということで、こういった要請が進まないときですね、迅速な対応、村長のほうからも再度この関係機関に要請していただきたいのと、また教育長、教育行政を預かる長として学校・地域からの要望を吸い上げて、優先順位を把握して安全な通学路を確保に向けて取り組んでいっていただきたいと思っております。最後に答弁を求めて終わりたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 11番嘉陽 崇議員の質問にお答えをしていきたいというふうに思っております。

仰せのとおり本村の交通安全推進協議会の会長を仰せつかっている身として、しっかりこの先ほどご提言ありました横断報道、そしてまた案内板設置など含めて、教育委員会そしてまた学校サイドにおいてもしっかりこれは私のこれはまた考えでもあるんですけども、年度当初にしっかりこれは保護者そしてまた地域と連携をして通学路のこの安全点検そしてまた事故が多い箇所であるとか、そしてまた見通しが悪い箇所それからそういった要望等々あれば、しっかりその寄せられた情報の箇所などを明記した安全マップというんですか、そういうものも新1年生を迎える段階に当たっては作成をして、保護者の皆さまのほうに配布をしていきたいという考えも持ち合わせておりますので、ぜひこれは教育長といろいろ今後協議して、実施をしていく方向で考えていきたいというふうに思っております。以上です。



○ 座間味 薫 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの嘉陽議員の質問に対してお答えします。

先ほど来、横断歩道は3月に完成の予定、それと案内版の設置はそれに向けて調整していくという答弁をさせていただいたのですが、やはり子供たちの登校から下校までの安全・安心が1番ですからそれがないと、もちろん学校での生活もままならないとありますので、設置に向けて調整してしっかり頑張っていきます。それと、先ほど議員からありました校長、教頭の人事上の年度末のことがありますので、特にこの誘導案内版の設置については年度内というのが厳しいことも想定はされますので、校長、教頭が同時異動あるいは校長先生は退職になるのですが、同時に天底小学校から新しい管理職に替わることがありますので、その引継ぎ事項の非常に大切なこととして引き継いでやるようにということも申し送ってやっていきたいと思えます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後2時35分)